

第2回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

令和2年2月18日（火）午前11時00分
弘前地区環境整備センター管理棟3階大会議室

【出席者】

弘前市長 櫻田 宏
黒石市長 高樋 憲
平川市長 長尾 忠行
藤崎町長 平田 博幸
大鰐町長 山田 年伸
板柳町長 成田 誠
田舎館村長 鈴木 孝雄
西目屋村長 関 和典

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

局長 三浦 直美（弘前地区環境整備事務組合 事務局長）
次長 村元 茂樹（弘前地区環境整備事務組合 総務課長）
次長補佐 川辺 貴志（弘前地区環境整備事務組合 総務課長補佐）
〃 福士 幸司（黒石地区清掃施設組合 事務局次長補佐）
主幹 吹田 稔（弘前地区環境整備事務組合 総務課主幹兼管理係長）
主査 成田 貴仁（弘前地区環境整備事務組合 総務課管理係主査）

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

弘前地区環境整備事務組合 施設管理課長 工藤 亙
〃 施設管理課長補佐 成田 公司
黒石地区清掃施設組合 事務局長 鈴木 正人
〃 事務局次長 齋藤 静一
〃 ごみ処理施設場長 高田 正徳

【取材報道機関】 東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 村元 茂樹

→定刻前ですが委員の皆さまが全員お揃いでございますので、ただいまから、第2回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。協議に入るまで進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の村元と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思っております。櫻田弘前市長よろしく願いいたします。

【2 報告】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきましてご協力をよろしく願いいたします。本日の出席者は8名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。はじめに次第2の報告に入ります。報告（1）「幹事会及び専門部会委員について」事務局に報告を求めます。

事務局長 三浦 直美

→協議会への報告事項といたしまして、「幹事会及び専門部会委員について」ご報告いたします。皆様に配付しております資料1をご覧ください。令和元年10月15日に開催いたしました第1回協議会において、協議会での協議を円滑に進めるための組織であります、幹事会及び専門部会の設置について委員の皆様にご承認いただいております。第1回協議会終了後、ご承認いただきました設置要綱に基づきまして、幹事会及び専門部会の委員を各市町村よりご推薦いただき、資料1のとおり決定させていただきました。資料1の1ページ目が幹事会名簿、そして、2ページ目が2つの専門部会の名簿となります。報告は以上です。

【3 案件】

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

→続いて、次第3の案件の協議に入ります。案件(1)「令和2年度事務局運営予算(案)」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 三浦 直美

→それでは、案件(1)「令和2年度事務局運営予算(案)」について、ご説明いたしますので、資料2をご覧ください。広域化協議会事務局の運営経費であります、第1回協議会でご承認いただいた事務局設置要綱第8条において、職員の給与については事務局職員を派遣する団体が負担することとし、職員の給与以外の経費については8市町村が定められた負担割合に応じて負担することに決定しております。事務局の職員は、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合からの派遣となっており、それぞれの組合が給与を負担することとなりますので、協議会事務局運営予算案については、職員の給与以外の経費となります。それでは、予算案の概要をご説明いたします。予算額は、歳入歳出ともに33万9千円となっております。まず、歳出予算の内訳でございますが、旅費が1万2千円、需用費が21万8千円、役務費が2万円、使用料及び賃借料が8万9千円となっております。それぞれの詳細は内訳欄のとおりでございます。次に、歳出予算に伴う歳入予算であります、全て市町村からの負担金となっており、各市町村の負担額は内訳欄のとおりであります。各市町村の負担割合については、資料2の一番下の表のとおり、人口割と均等割を合わせたものとなっております。説明は以上であります。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

→以上で事務局からの説明が終わりました。それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

→「なし」との発言あり。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

→ご質問、ご意見等がないようですので、お諮りいたします。案件(1)を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長 (弘前市長 櫻田 宏)

→ご異議なしと認めます。よって、案件(1)「令和2年度事務局運営予算(案)」は、原案のとおり決定されました。次に、案件(2)「協議方針(案)」及び案件(3)「協議項目(案)」については関連がありますので、一括して審議に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 三浦 直美

→それではまず、案件(2)「協議方針(案)」について、ご説明いたしますので、資料3をご覧ください。「津軽地域ごみ処理広域化に係る協議方針(案)」については、事務局案をもとに事前に8市町村にご確認いただき、調整してきたものであります。「1協議方針作成の目的」であり

ますが、8市町村での広域化協議を推進するため、協議項目を設定いたしまして、「2協議の基本原則」以降の原則や考え方、調整方針に基づいて調整することを目的とするものであります。「2協議の基本原則」であります。広域化協議を行う上で、一体性確保の原則、住民サービス向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営、行政改革推進の原則、適正規模準則の原則の6項目を基本原則として定めるものであります。「3調整の基本的な考え方」であります。基本原則に基づく、調整の具体的な考え方を定めるものであります。(1)では、8市町村及び2組合のこれまでの経緯等を尊重し、広域化の効果が最大限発揮できるよう努めること、(2)では、これまでの住民サービスの質や社会経済情勢などを考慮して検討すること、(3)では、住民生活に大きな影響がある項目は試算等を行いながら調整すること、(4)では、関係行政機関との協定は原則として引き継ぐこと、(5)では、協議の詳細は協議会内の幹事会及び専門部会で調整することを定めております。

2ページ目をご覧ください。「4協議項目の設定」であります。具体的な協議項目は別に定めることとし、項目の追加等は必要に応じて行うこととしております。具体的な協議項目については、この後、案件(3)「協議項目(案)」でご説明させていただきます。次に、「5調整方針」であります。こちらは協議会で決定する具体的な調整方針となります。(1)から(8)までが基本的な調整方針となりますが、これらに該当しない方針については、「(9)その他」として調整するものであります。

3ページ目をご覧ください。こちらは、協議項目の調整方法であります。具体的な協議項目は、後ほどご説明いたしますが、設定いたしました項目は、まず、協議内容により総務部会と施設管理部会のどちらかに振り分けいたします。次に、項目の重要度を考慮し、調整方針を協議会で決定するAランク、幹事会で決定するBランク、専門部会で決定するCランクに分類いたします。最後に、協議の優先度に従いまして方針決定の時期を設定するものであります。次に、協議・決定の流れであります。こちらについては、3ページ目の一番下の図、「協議項目協議フロー」をご参照くださるようお願いいたします。「協議方針(案)」についての説明は以上です。

引き続き、案件(3)「協議項目(案)」について、ご説明いたしますので、資料4をご覧ください。「協議項目(案)」についても「協議方針(案)」と同様に、事務局案をもとに事前に8市町村にご確認いただき、調整してきたものであります。協議項目は全部で101項目であります。このうち、1ページ目の分類1「広域化の方式及び期日」から2ページ目の分類9「財務」までは、広域化後の組織運営に関する項目であり、平成25年7月に広域化いたしました弘前地区消防事務組合の協議項目などを参考に作成しております。3ページ目の分類10「廃棄物処理施設管理」から分類14「処理計画等」までは、ごみ処理に関する項目であり、弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合のごみ処理施設の管理に関する例規などをもとに作成しております。

次に、ランク及び専門部会の分類について、簡単にご説明いたします。まず、ランク分けであります。協議会で方針を決定するAランクの項目は28項目となっており、新たな運営組織を設置するための規約の制定に必要な項目やごみの広域処理に関する重要項目となります。次に、Bランクの項目は68項目となっており、Aランクに関係する項目や影響を及ぼす項目であります。次に、Cランクは5項目となっており、ごみ処理に関する事務手続きなどの比較的重要度が低い項目であります。次に、専門部会の分類であります。協議内容に従って分類しております。広域化に伴うごみ処理の基準や施設の維持管理、焼却灰に関する項目である3ページ目の分類10「廃棄物処理施設管理」から分類13「焼却灰運搬」までを施設管理部会とし、それら以外の組織運営に関する項目などを総務部会に分類しております。

次に、決定時期であります。こちらは広域化に向けたスケジュールに合わせて設定することとなります。スケジュールの調整段階であるため、現時点では空欄となっております。今後、スケジュールを確認し次第、順次設定するものであります。なお、案件(2)「協議方針(案)」でもご説明いたしましたが、協議項目については、必要に応じて幹事会及び専門部会の中で追加や修正等を行う場合がありますので、その場合は改めて協議会へ報告することとなります。説明は以上です。

議長(弘前市長 櫻田 宏)

→以上で事務局から案件(2)及び案件(3)の説明が終わりました。ただ今の説明につきま

して、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご質問、ご意見等がないようですので、お諮りいたします。案件（２）「協議方針（案）」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、案件（２）「協議方針（案）」は、原案のとおり決定されました。次に、案件（３）「協議項目（案）」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、案件（３）「協議項目（案）」は、原案のとおり決定されました。事務局から何かありますか。

事務局長 三浦 直美

→ただいまの協議方針及び協議項目の決定を受けまして、事務局より協議項目の協議を本協議会に追加提案させていただきたいと思っておりますので、ご説明いたします。本来であれば、協議方針及び協議項目が決定した本日以降に、専門部会での協議項目の協議が始まるところであります。しかしながら、８市町村が目指しているごみ処理広域化が、南部清掃工場の延命化工事に係る国の交付金の活用を前提としており、限られた時間で協議を進める必要があることから、早期に方針を決定することが望ましい項目については、昨年１２月に開催いたしました第１回幹事会以降、協議を進めてきたものであります。このようなことから、早期に方針を決定することが望ましく、すでに幹事会及び専門部会で調整済である項目について、追加提案書により、ご協議いただきたいと思っておりますので、ご承諾くださるようお願いいたします。事務局からは以上であります。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ただいま事務局から個別の協議項目の協議について、追加提案したいとの発言がありましたが、ご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。協議項目の協議について追加提案いたします。事務局から追加資料の配付をお願いします。

【3-1 追加提出案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→それでは、追加提出された案件（４）「協議項目の協議」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 三浦 直美

→それでは、ただいま配付いたしました追加提案書 3-1 追加提出案件（４）「協議項目の協議」についてご説明いたします。本日、追加提案する協議項目は、追加提案書の④から⑦までの 7 項

目を予定しておりまして、先ほど、ご決定いただきました資料4「協議項目」の分類1「広域化の方式及び期日」の2項目、分類2「運営主体」の5項目であります。

追加提案書と同時に配付いたしました資料5をご覧ください。資料5は、それぞれの協議項目の調整内容及び幹事会で決定した調整方針をまとめたものであります。資料5の説明については、①からの順ではなく、幹事会で協議された順に進めさせていただきますので、ご了承願います。

まず、「②分類1－2広域化の期日」であります。調整内容といたしましては、広域化する期日を決定するものであります。こちらについては、これまでの8市町村での事前協議の中で、令和元年から令和4年度までを広域化協議、令和5年度から令和7年度までを組織統合等の広域化準備、そして令和8年度から広域化とする方針を確認しております。これらを踏まえまして、幹事会において協議した結果、「広域化の期日は、令和8年4月1日とする。」調整方針案に決定しております。

次に「④分類2－2構成団体」であります。調整内容といたしまして、広域化する構成団体を決定するものであります。これらについては、協議会を設置するために定めた協議会会則第1条において、「弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村」が、「広域化について協議するため、協議会を設置する。」としております。これらを踏まえまして、幹事会において協議した結果、「構成団体は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村とする。」調整方針案に決定しております。

2ページ目をご覧ください。次に、「⑤分類2－3共同処理する事務」であります。調整内容といたしましては、広域化により共同処理する事務を決定するものであります。これらについては、協議会を設置するために定めた協議会会則第1条において、協議会設置目的を「ごみ処理施設の設置及び管理に係る事務の広域処理」としてしております。これは、弘前地区環境整備事務組合の組合規約をそのまま明記したものであり、現在、弘前地区環境整備事務組合構成6市町村が共同処理している事務である「ごみの中間処理」を広域化後も共同処理事務とすることを意味しております。これらを踏まえまして、幹事会において協議した結果、「共同処理する事務は、ごみ処理施設の設置及び管理とする。」調整方針案に決定しております。

次に、「⑥分類2－4施設の設置」であります。調整内容といたしましては、広域化に伴い集約する施設を決定するものであります。こちらについては、これまでの事前協議の中で、広域化に伴い、黒石地区清掃施設組合の環境管理センターを令和8年度に廃止し、以降は弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2施設でごみ処理を行うことを確認しております。これらを踏まえまして、幹事会において協議した結果、「環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場に集約する。」調整方針案に決定しております。

次に、「⑦分類2－5事務所の位置」であります。調整内容といたしましては、広域化に伴う事務所の位置を決定するものであります。こちらについても、これまでの事前協議の中で、広域化後に使用する施設を弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場にすることを確認しております。これらを踏まえまして、幹事会において協議した結果、「事務所の位置は、現在の弘前地区環境整備センターのある弘前市大字町田字筒井6番地2とする。」調整方針案に決定しております。

1ページ目にお戻り願います。次に、「①分類1－1広域化の方式」であります。調整内容といたしましては、広域化する際の方式を決定するものであります。これまで両組合は、一部事務組合方式でごみ処理を行ってきたことから、広域化した後も一部事務組合方式とするのか、また、その場合は組合を新設するのか、又はどちらかの組合に統合するのかなどを決定する必要がございます。幹事会において協議した結果、過去の消防事務組合広域化の際には、規模の大きい弘前地区消防事務組合に統合していること、また、今回の広域化では弘前地区環境整備事務組合の2施設への集約を想定していることなどを踏まえまして、「広域化の方式は一部事務組合方式とし、弘前地区環境整備事務組合に統合する。」調整方針案に決定しております。

次に、「③分類2－1名称」であります。調整内容といたしましては、広域化に伴う組織の名称を決定するものであります。こちらについては、幹事会において協議した結果、先ほどご説明いたしました「①分類1－1広域化の方式」を「弘前地区環境整備事務組合に統合する」調整方針案としていること、また、新たな名称にすることによって発生する経費が削減できることなどを踏まえまして、「組織の名称は、弘前地区環境整備事務組合とする。」調整方針案に決定しております。追加提出案件(4)「協議項目の協議」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→以上で事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご意見、ご質問がないようですので、お諮りいたします。まず、「②分類1—2広域化の期日」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「②分類1—2広域化の期日」は原案のとおり決定されました。次に、「④分類2—2構成団体」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「④分類2—2構成団体」は原案のとおり決定されました。次に、「⑤分類2—3共同処理する事務」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「⑤分類2—3共同処理する事務」は原案のとおり決定されました。次に、「⑥分類2—4施設の設置」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「⑥分類2—4施設の設置」は原案のとおり決定されました。次に、「⑦分類2—5事務所の位置」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「⑦分類2—5事務所の位置」は原案のとおり決定されました。次に、「①分類1—1広域化の方式」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「①分類1—1広域化の方式」は原案のとおり決定されました。次に、「③分類2—1名称」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ご異議なしと認めます。よって、「③分類2—1名称」は原案のとおり決定されました。以上をもちまして、案件の協議は全て終了いたしました。大変お忙しい中、お集りいただいている

機会でありますので、皆様から何かご発言があればお願いいたします。

→「なし」との発言あり。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→最後に事務局から連絡事項等はありませんか。

【4 その他】

事務局長 三浦 直美

→事務局から今後の協議会開催予定についてご連絡いたします。先ほどもご説明いたしました
が、今回の広域化協議は限られた時間で協議を進める必要があることから、本日協議いただいた
7項目以外の協議項目についても、速やかに協議を進めたいと考えております。このようなこと
から、幹事会及び専門部会で調整方針案が決定した項目を順次協議するため、年3回から4回程
度、協議会を開催する予定としております。開催日時については、事務局より各市町村にご連絡
させていただきますので、宜しくお願いいたします。事務局からは以上です。

【5 閉会】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

→ただいま事務局から説明がありましたが、幹事会及び専門部会において調整方針が決定した
協議項目について、年3回から4回程度、協議会を開催して協議することになるかと思ますの
で、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、第2回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉
会いたします。大変お疲れ様でございました。

以上

（午前11時26分終了）